亀山市議会基本条例検証結果報告書

令和８年１０月

亀山市議会議会改革推進会議

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
検証方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
検証経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
検証結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

１　はじめに

平成２２年６月に制定した亀山市議会基本条例（以下「条例」という。）第２５条において、条例の検証及び見直しに関して「議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。」と規定している。

これまで亀山市議会では、平成２３年８月に議会改革を継続的に推進するため、議員全員で構成する議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）及びその補助機関として議会改革推進会議「検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、様々な改革を進めてきた。手法としては、マネジメントサイクルの視点により、条例の条項ごとに課題を抽出し、検討課題カルテを作成して、検討に着手する時期を決定し、検討経過を積み上げ整理してきた。

条例第２５条の検討課題カルテでは、どのような手順で検証し、その結果を基にどのような方法で適切な措置を講じるのか、検証の手順等について検討を進めてきた。

また、条例施行後、必要に応じた条例改正等を行いながら、令和４年には条例制定から概ね１０年が経過した中で、条例の評価・検証を行ったが、議会改革に終わりはなく、引き続き不断の検討と議論を重ねていくことが重要であり、今般、議員の任期である４年を一つの周期と捉え、改めて条例の評価・検証を行うこととした。こうした考えのもと、条例施行後の議会改革の取組を踏まえつつ、各議員がこの４年間の自身の議会活動、議員活動を振り返り、各条文の目的達成に向けて十分に取り組むことができたかについて、評価・検証を行った。

本報告書は、その結果を取りまとめ、今後のさらなる議会改革に資するため作成したものである。

２　検証方法

条例の各条項ごとに、検討部会で評価・検証シートを作成し、そのシートに基づいて議員全員が評価・検証を行い、検討部会において協議し、取りまとめることとした。

検証に当たっては、令和４年度実施時と異なり、各会派で意見をまとめるのではなく、各議員においてこの４年間の自身の議会活動、議員活動を振り返り、各条文の目的達成に向けて十分に取り組むことができたかについて、条項ごとにこれまでの取組状況等を確認し、評価を行った。また、評価・検証シートは、前回の様式を参考にし、評価理由記載欄と課題等の自由記載欄を設けた。なお、第１条（目的）、第３条（定義）、第２６条（委任）については、議員自身の振り返りにはなじまないものであるとして、評価の対象からは除外した。

【評価基準】

評　価		評価基準
１	良く取り組んでいる	条文の目的を達成している
２	ある程度取り組んでいる	条文の目的をある程度達成している
３	できていない	達成できていない

次に、評価結果に基づいて、条例改正の必要性について、評価・検証シートを活用し、各議員個人が条項及び逐条解説について検証し、提出した意見について、検討部会で協議することとした。

報告書のとりまとめに当たり、評価の理由や課題等に関する意見については、非常に多様な意見が挙げられたため、推進会議として１つの意見に取りまとめるのではなく、各議員から提出された意見の要旨を抽出し、列記することとした。

また、検討部会での協議により、条例改正の必要がある場合は、推進会議での決定の後、作業を進めることとした。

３　検証の経過

	開催日時	内容
第１回	令和８年２月１７日	検討部会において、検証の周期について確認。４年に１回は評価・検証を行うこととし、令和４年に実施したように、評価・検証シートによる手法で実施することを決定
第２回	令和８年４月１４日	検討部会において、これまでの取組状況などを記載した評価・検証シートの作成及び決定 （第１条　目的、第３条　定義、第２６条　委任については、評価・検証シートから除外）
第３回	令和８年４月２０日	推進会議で、全議員に確認し、評価・検証を依頼、評価・検証シートの配布 検証方法：議員一人ひとりが評価・検証を行った上で全議員が条項ごとにこれまでの取組状況を確認し、評価・検証。条例改正の有無について、全議員の評価をもとに条項ごとに検証し、新たに追加すべき事項がないかなどを協議
第４回	令和８年６月２４日	検討部会において、全議員から提出された評価・検証結果について確認及び協議 市議会としての評価・検証結果の取りまとめについて協議
第５回	令和８年７月１７日	推進会議において、条例改正が必要と回答した議員に対し、各条文について確認及び協議
第６回	令和８年７月２７日	検討部会において、引き続き全議員から提出された評価・検証結果のうち、特に条例改正の要否について確認及び協議
第７回	令和８年８月１８日	検討部会において、引き続き全議員から提出された評価・検証結果について確認及び協議 これまでの協議経過をもとに、報告書（案）について確認及び協議
第８回	令和８年１０月６日	検討部会において、これまでの協議経過をもとに作成した報告書（最終案）について確認及び協議

４　検証結果

前文

条　文	選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。 議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かっ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。
取組状況	・将来の自治基本条例の制定に向けて「市民」「議会」「執行機関」の協働の定義を整理 ・条例第６条「議会の責務」との整合のため、議会における協働の定義は、「市民、議会及び執行機関の３者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」とした ・「協働の取組」の解釈について、市民が議会に関わることができるものは「請願、陳情、要望の提出」とし、市民が直接議会

	に発言できるものとしては、「議会報告会、所管事務調査の意見交換会、市民アンケート」と整理 ・自治基本条例での議会に関する部分の理念の定義は、まちづくり基本条例から自治基本条例へ移行する際に改めて検討 ・理念の定義については、「議会基本条例の前文」、「二元代表制の考え方を理念とした定義づくり」とまちづくり基本条例第６条「議会の責務」の内容と整合について継続して検討
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・二元代表制の運用面で、令和７年度所管事務調査における議会の提言→市長答弁→条例案作成へと進んだ一連のサイクルが実証された。 ・カルテの作成により、進捗管理の整理ができている。 ・市民との対話の機会として、議会報告会が開催できていない ・議場で執行部と談笑する様子が散見される。「二元代表制の下」「緊張関係を保ち」という規定に対し、違和感を感じる。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・議会基本条例とまちづくり基本条例との整合性を引き続き確保しながら、意見・要望・提言等の、運用ルールやマニュアルの具体化を検討してはどうか。 ・第３次総合計画基本構想が示す、「協創」や「地域幸福度の向上」といったまちづくりの基本方針について整合をはかるための整理が必要ではないか。 ・自治基本条例の必要の有無について議論を進める必要性があるのではないか。 ・議員ではなく議会としての議会報告会を実施できる体制を検討してはどうか。

第２条　基本方針

条　文	議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 （１）市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。 （２）議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。 （３）積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 （４）新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。
取組状況	政策条例の立案について ・令和２年から、政策条例「（仮称）子どもの権利条例」の制定に向けて検討・協議を重ね、令和８年６月、亀山市議会が提案する初の政策条例となる、「亀山市こどもがかがやくまち条例」が成立 所管事務調査による政策提言について ・所管事務調査における政策提言 かめやま市議会だよりの報告内容の見直しについて ・平成２６年実施の市民意識調査の結果から、市民の理解が深まる広報を目指し、平成２７年５月にかめやま市議会だよりをリニューアル ・令和８年６月に亀山市議会だよりをリニューアル 議会報告番組の充実 ・平成２３年９月定例会から議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送開始 ホームページのリニューアルと充実 ・平成２４年９月、議会ホームページで議案内容を公開 ・平成２７年１月、議会ホームページをリニューアル 議会改革推進会議・検討部会の取り組み ・平成２２年８月、議会改革推進会議及びその補助機関として議会改革推進会議検討部会を設置。検討課題を抽出し、カルテごとにまとめ、検討内容や決定事項を追記する仕組みとする

評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・議会、議員の責務が明確で、継続した取組も進んでいる。 ・情報公開や推進会議の常設化は評価できる。 ・議会による政策条例の立案、提言を行った。特に、令和７年度所管事務調査における提言について「政策型議会」の輪郭が見えた。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・政策立案・提言の標準フローとして、委員会運営のマニュアルレベルでの明文化を検討すべきである。情報が市民に十分に届いていないという課題に対し、議会側の補完責任を、運用レベルで具体化すべきである。 ・議員全員で取り組むことに意義があると考える。

第４条　議会運営の原則

条　文	議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
取組状況	各種審議会等への議員派遣について ・各種審議会等への議員を派遣しないことを決定 通年議会について ・通年議会は必要である時期がきた時に再度議論する 各種審議会へ派遣廃止後の各審議内容の議会での把握、関連団体との議論の場の設置 ・各種審議会へ派遣廃止後、関連団体との議論の場を設置 ・予算書決算書が提出される４団体（土地開発公社、シルバー人材センター、社会福祉協議会、地域社会振興会）、国民健康保険運営協議会と意見交換の場を設置 予算決算委員会のロビー放映について ・平成２５年９月定例会から予算決算委員会審査のロビー放映開始

	委員会視察報告書のホームページへの掲載について ・平成２５年１０月、行政視察報告書をホームページへ掲載。 請願者の説明機会について ・請願者の趣旨説明機会について整理し、請願者の趣旨説明に関する申し合わせを制定 ・参考人招致の手続きに関する要綱及び申し合わせ制定 本会議・委員会ライブ中継の検討について ・平成２６年９月定例会から本会議・委員会のインターネットライブ配信を実施 常任委員会運営のあり方の検討について ・１８名での委員会運営は３委員会で運営することを決定 議会運営委員会のあり方について ・議会運営委員会の選出基準（各会派の人数の按分率により委員を選出）と手続き方法を決定 議長、委員長の責務について ・平成２６年９月、議長の責務、委員長の責務の規定を追加するため基本条例を改正 議長の委員就任について ・平成２６年９月、議長は委員会の委員とならないこととし、委員会条例を改正 議会の情報化について ・平成２６年、議場及び委員会室、会派室等の無線ＬＡＮの構築及び議会資料・情報を電子化 ・平成２８年「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ」を制定 ・一人一台タブレット端末を貸与し、議会資料のペーパーレス化 ・令和２年、プロジェクトチームを設置し、次期タブレット及び会議システムについて検討。令和３年５月にタブレット端末を更新及び電子会議システムを導入 ・令和３年６月、タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせを改正 ・令和３年１２月定例会から議会資料のペーパーレス化を本

	格運用 ・令和５年１０月から、会議日程の調整や議員相互の情報共有等を円滑に進めることなどを目的に、グループウェアを導入 常任委員会のインターネット配信について ・常任委員会のインターネット配信は順次配信範囲を拡大、平成２６年９月定例会からは録画配信をスマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようシステムを改修 ・市民にわかりやすい委員会の運営方法を検討し、カメラシステムの導入、委員会室のレイアウトの変更、議案審査方法（１議案ごとに審査）を変更 ・平成２６年９月定例会から委員会のインターネットライブ配信を開始。（議案、請願審査まで） ・令和３年６月定例会から、オンライン会議時の傍聴に対応するため委員会の提出資料の説明、一般質問まで配信範囲を拡大 代表質問について ・３月定例会は施政方針や改選時の市長の所信表明についての代表質問を行い、９月定例会は従来どおり代表質疑を行う 議長・副議長の任期、常任委員会の任期について ・申し合わせにより、議長の任期を１年から２年に改め、副議長の任期は１年のままとした。また、常任委員会委員の任期は、現行どおり１年、委員会構成は３委員会のままとした オンライン会議の実施について ・オンライン会議を実施するため、亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を制定し、それに合わせて亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを改正 ・オンラインによる会議の実施について、より具体的な内容を規定するため、令和８年２月に所管を議会運営委員会に移し、検討を進めることとした。 ・令和８年９月、育児・介護・その他のやむを得ない事由があ

	る場合においてもオンラインによる会議の実施ができるよう条例等の関係例規を改正 **多様性の尊重について** ・令和７年、本条に市民の多様性の尊重に関する規定を設けることについて確認し、改正に向け検討を進めることを決定 ・令和８年９月、第４条に追記する形で、市民の多用性を尊重することについて規定 **災害時等の議会の対応について** ・令和７年、本条に災害時等の議会の対応に関する規定を設けることについて確認し、改正に向け検討を進めることを決定 ・令和８年９月、第４条の２を新たに設置し、災害時等の議会の対応について規定
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・議会運営について公開内容を随時更新している。 ・グループウェアの導入により議員間又は事務局の連携が大幅に向上した。 ・災害時や育児、介護時のオンラインによる委員会開催について検討（規定の改正）が進んだ。 ・議会のＩＣＴ化、情報公開、市民への透明性確保は十分に前進している。特に、一人一台タブレット端末や電子会議システムなど、ペーパーレス化の本格運用は議会ＤＸの基盤として大きい。
条例改正について特に協議した内容	・オンライン化、デジタル化等の手法にかかる規定を追加してはどうかとの意見があったが、第４条第６号等の範囲内に含まれるとし、必要に応じて運用で対応するべきとした。 ・議会に対し、審議会等における情報の遅延があり得ると意見があったが、条例改正により改善するのではなく、議会と執行部との情報共有のあり方等を見直すべきとした。
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見	・今後も情報公開の内容を都度更新すべきである。 ・主権者教育部会と連動し、傍聴・市民参画の意欲を高める取組を本条が示す原則の運用具体例として位置付けていくべ

等	きである。また、傍聴の意欲を高めるために、車いすでも議場へ入場できることの案内など、検討すべきである。 ・常任委員会運営において、２委員会とする協議や委員の人数に関する協議は、引き続き必要である。 ・教育民生委員会に負担が偏っているのは課題だと思う。 ・第２項に関し、執行機関の事務の監視・評価をより丁寧に実施するために、予算決算委員会の有り方を工夫する余地があるのではないか。

第５条　議員の役割

条　文	議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２　議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３　議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４　議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
取組状況	議会申し合わせ等の確認について ・平成２６年１０月、議会の申し合わせ「亀山市議会要覧」を作成 研修会の開催及び参加等について ・議員の資質向上のため、毎年１回講師を招き議員研修会を開催。北勢５市合同研修会や議員活動及び政務活動による研修会等に参加
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・議員一人ひとりの研修参加や先例集の更新といった基礎的な取組は積み上がっており、継続して取り組まれている。 ・本条第３項「特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として」の運用面では、議員個人の活動領域に幅があるように思う。 ・議会での発言、振る舞いに議員として相応しいとは思えない言動が散見される。 ・申し合わせに縛られすぎているのではないか。 ・代表者会議のあり方の確認、再考をすべきである。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提	・議員研修の内容を、「議会活動への実装」を意識したテーマ

出された主な課題及び意見等	にシフトしていくべきである。あわせて、議員個人の説明責任を補完する、議会全体としての市民向けの説明を強化していくべきである。 ・議員の研修は今後も継続しつつ、回数を増やすべきであり、研修内容の検証も必要である。 ・情報発信、ＳＮＳの取扱いについて協議が必要である。

第６条　議長の責務

条　文	議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。
取組状況	議長の責務について ・平成２６年９月、議長は議会の代表者として中立かつ公正な立場で職務を遂行する必要があることから、議長の責務の規程を追加するため議会基本条例を改正
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・議会全体で議長の責務を意識している。 ・議長の責務を条例上明文化し、その後も議長の中立性・公正性を担保する運用を整備してきた。議会の代表者として民主的な議会運営を行う枠組みは確立されていると考える。 ・議長の言動に疑問を持つ場合が散見される。民主的な議会とするために品位を保持できるよう促すことができておらず、役割、責務が果たせていない部分も見受けられる。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・議長の責務に関し、規定は十分機能している。今後は議会全体としての機能を発揮する場面で、議長のリーダーシップが発揮できる運用を進めていくことが重要と考える。 ・議会の代表であるという強い意志が必要である。

第７条　委員長の責務

条　文	委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。
取組状況	委員長の責務について ・平成２６年９月、委員会の委員長は中立かつ公正な立場で職務を遂行する必要があることから、委員長の責務の規程を追加するため議会基本条例を改正
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・委員長の責務を条例上明文化されており、各常任委員会・特別委員会で運営されている。 ・ある程度の意識づけは為されているが、議長の責務に比べて委員長の責務の意識づけは弱いと思われる。 ・委員長の裁量とは異なる対応を行う委員長が散見されており、改めて委員長の責務を確認する必要があると考える。 ・特に調査研究では、委員長自らの意見や考え方に沿って、取りまとめを図ろうとする場面が見受けられる。多様な意見・考え方を認め合う合議制の中でのかじ取りが必要である。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・今後、所管事務調査を「政策型議会」の標準フローへ高度化する等、委員会運営の実践として議会内で共有していくことが必要と考える。

第８条　会派

条　文	議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。 ２　会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。
取組状況	２人会派の取扱いについて ・議会基本条例で２人会派を認め、平成２６年１１月からは２人会派も代表者会議及び議会運営委員会の委員の選出を可とする 議長の会派離脱について ・令和２年１１月、２人会派が議長の離脱により１人会派となる場合、議会運営委員会及び各会派から選出する委員会の委員の選出を可とする運用を決定。また、代表質疑、代表質問、総括質疑も可
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・２人会派の取扱い等の運用ルールは整備されてきたが、会派本来の政策機能が、議会運営の現場で十分に活発化しているとは言い難いのではないか。 ・会派運営について改善点はあるが、例規的な根拠が中途半端のままである。
条例改正について特に協議した内容	・１人会派の容認や会派自体の必要性に関する意見が出されたが、人数構成による不公平感の整理や、会派を前提とした会議運用のあり方など課題も多いことから、慎重な検討を要するものとして、現行の規定を維持することとした。
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・いずれの会派にも属さない議員の在り方が課題である。 ・会派の存在が議会運営や政策形成の質向上に寄与する設計が弱いままであると、会派制度そのものが形骸化する懸念があると考える。 ・２人会派を認めると小さい会派が乱立する可能性があるが２人会派が上手く運用されている例もあり、非常に難しいと考える。

第９条　議員研修の充実及び強化

条　文	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。 ２　議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。
取組状況	議員研修会について ・議員の政策形成や立案能力、資質向上のため、毎年１回講師を招き、議員研修会を開催。北勢５市合同研修会に参加 ・議員活動及び政務活動において、積極的に研修会等に参加 ・オンライン方式による研修会の参加 【これまでの研修内容】 ・地方分権時代における議会・議員のあり方について ・地方財政について ・農業のあり方について（TPPを考える） ・予算・決算の見方・考え方 ・質問力を高める　議会力に活かす ・都市計画とまちづくりについて ・国連・子どもの権利条約の現状と課題～子どもの権利条例の立案に向けて ・議会ハラスメント ・ＬＧＢＴＱ＋について ・こども家庭庁とこども基本法について ・地域を支える公共交通システムとはどういうものか？どうやってつくるか？ ・自治体財政の仕組みと財政分析のポイント等について ・議員と議会のコンプライアンスについて ・部活動の地域展開等に向けた取組の現状について など
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・毎年研修会の実施が継続されており、近年のテーマも社会情勢の変化に対応した内容となっている。 ・その時々に応じて習得が必要と思われる事項についてテーマを挙げ、議員全員で実施しているため。 ・一部、研修を面倒と思う議員が散見される。

	・研修会の出席が皆無に近い議員への注意がなされていない。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・議員研修の内容を推進会議や各委員会の議論に繋げる仕組み（所管事務調査・政策提言の連動など）を構築すべきと考える。 ・議員は常に資質向上に努めるべきであり、議員研修は引き続き実施すべきである。 ・研修はもっとあってもよい。この条例についても、４年に１度と言わず、研修や検証が必要である。

第１０条　市民の参画

条　文	議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２（委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
取組状況	広報機能の充実（ホームページの内容）について ・議員アンケートを実施し、平成２７年１月１１日、ホームページをリニューアル ・亀山市議会の議会報告会、市民と情報や意見を交換する場、議会活動を報告する「広報機能」は議会報告番組とし、市民から様々な意見を聞く「広聴機能」は所管事務調査での意見交換会とすることを位置付けた 議案に対する賛否の公開について ・平成２５年９月定例会からホームページで議員の議案への賛否を公開 子ども議会の実施について ・子ども議会の実施に向けてプロジェクトチームを設置。対象、実施手法、開催時期等を検討。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施は早くとも令和４年度以降を想定 ・令和６年８月、令和７年８月に中学３年生を対象とした「亀山市中学生議会」を実施

	主権者教育の推進について ・令和８年４月に新たに設置した主権者教育部会により、小中学生を対象に、出前授業や交流会、議場見学の対応を行うなど、子どもの意見の広聴に努めるとともに、主権者教育の推進を図った。
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・議会から市民への情報発信は前進し、継続して取り組まれている。一方、市民が議会に意見を届ける仕組みについて、デジタルツールの体系的な活用に大きな余地が残されている。 ・議会だよりを令和８年６月１日号からリニューアルした。また、令和６・７年度と中学生議会を開催し、主権者教育が実現し、議会として、中学生の意見を聞く環境が整ったが、令和８年に開催できなかったのは残念である。
条例改正について特に協議した内容	・市民参画におけるオンラインの活用を条文に明記してはどうかとの意見があったが、現にこどもがかがやくまち条例の策定時など、オンラインにより子どもたちや専門家との対話は行われており、条文は現行どおりとし、運用により対応するべきとした。 ・将来を見据えて、若年層や中学生等に対する意見聴取に関し、条文に明記してはどうかとの意見があったが、本条文は包括的な記述であるべきという意見から、現行の記述にとどめ、運用により対応するべきとした。
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・議会の取組が市民に十分伝えられていないため、情報発信等、説明責任をもって取り組むべきである。 ・所管事務調査で実施している意見交換会を広聴活動として位置付けているが、より幅広く「広聴機能」の場を設定するべきである。 ・中学生議会（子ども議会）の継続実施と保護者・教員も含めた意見収集の体系化を目指すべきである。 ・若年層・子育て世代・働く世代等、平日昼間に議会傍聴が困難な層の参画機会の拡大を目指すべきである。加えて、若者の意見の公開、ワークショップ等で出た若年層の意見

	の政策反映を検討するべきである。 ・議会報告会のあり方を再検討し、主権者教育部会と連動して進めるべきである。 ・議会だより発行時期の早期化が必要である。

第１１条　議会及び議員と市長等との関係

条　文	議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。 ２　議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
取組状況	市長が提案する重要な政策の定義について ・市長が提案する重要な政策の定義については、基本計画の「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする 反問権の取り扱いについて ・反問権の取扱いについて、行使できるのは部長級まで、回数制限はなし、反問及び反問に対する答弁は質疑質問時間に含めないことを決定
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・市長と議員でお互いに相手を尊重し建設的な議論を行う努力が見られない場面がしばしば見受けられる。 ・反問権の取扱い、運用ルールが確立され、継続して取り組まれているが、執行部と議会側で若干の認識の齟齬があるように思える。 ・自身も含め、論点を明確にするため質疑・質問の趣旨を明確にする必要がある。 ・市長等が質問者の意図を理解し、簡潔な答弁ができていない。執行部への指導も必要である。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・質疑応答の論点、争点を明確にして、市民に分かり易く伝えることが重要である。 ・反問権の運用実績の継続的な検証を行い、議員研修等で共有していく必要がある。 ・質疑応答の質を高めるための議員研修・調査機能の強化が引き続き重要と考える。 ・反問権の範囲の確認と、拡大の検討が必要である。

第１２条　市長の提案説明

条　文	議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 （１）政策等を必要とする背景 （２）提案に至るまでの経緯 （３）他の自治体の類似する政策との比較及び検討 （４）市民参画の実施の有無とその内容 （５）亀山市総合計画との整合性 （６）財源措置 （７）将来にわたるコスト計算 ２　議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。
取組状況	議決を要しない計画等への議会の意見反映について ・議決を要しない計画のうち、パブリックコメントを実施する計画は、各常任委員会で、各種計画の骨子案及び最終案の２回説明を受ける。骨子案は、基本目標、基本施策、基本施策の方向、前計画との比較について説明を受ける 予算内示会の場の検討について ・予算内示会の位置づけを整理、２月の予算決算委員会協議会で説明を受けることを決定。予算決算委員会内規を改正し、理事会を設置 議会提出議案への市長等の意見表明について ・議会から提出する議案に対する市長等の意見表明は、政策条例の立案では、策定作業の中で執行部との協議を随時行うため、条例案に市長等の意思は反映されると考え、市長等の意見表明の機会は設けない
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・各種計画に対し、議会として骨子案から最終案まで各所管の常任委員会で聞く機会を持ち、会派意見を挙げて執行部から回答を求めるなど、執行部の理解も得つつ、継続して段階を踏んだ対応ができている。 ・第１項各号の要件について、個々の議案・予算案がこれらの

	要件をすべて満たして説明されているかを体系的にチェックする運用は未確立である。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・政策の水準を高めるため、今後も幅広い分野において、意見を求めるべく、市長に対し説明を求める事項の追記を検討すべきである。 ・議案、予算案に対する本条第１項各号の充足状況を、委員会レベルでチェックする運用の導入を検討すべきと考える ・市長提案の重要政策の事後評価を議会として継続的に取り扱う仕組みについて、検討の余地がある。

第１３条　議会の議決事件

条　文	法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。 （１）亀山市総合計画条例（平成２７年亀山市条例第２４号）第２条第３号に規定する基本計画 （２）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針
取組状況	総合計画後期基本計画の審査の方法（予算決算委員会の設置）について ・平成２４年２月、予算決算常任委員会を設置し、補正予算の審査は、予算決算委員会の３つの分科会に分担して審査する ・議決案件として追加した総合計画の基本構想、基本計画の審査は、議会の重要な役割である監視評価を全議員で行うという観点から予算決算委員会で行う 第２次総合計画策定による議会基本条例の改正について ・平成２７年６月、基本計画は議会基本条例に位置づけ、議会の議決事件とした。（基本構想の議決は総合計画条例に規定） 議会の議決事件の追加について ・平成３０年３月、議会の議決事件に都市マスタープランを議決事件に追加
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・法定の議決事件に加えて、議会の関与範囲を段階的に拡大してきた。市政の重要な計画への議会の関与は強化され、継続して取り組まれている。 ・総合計画について、３月議会の予算決算委員会だけでの審議では、出された意見を、実質反映させることができない。
条例改正について特に協議した内容	・立地適正化計画を都市計画マスタープランと同様に議決事件として条例に追記すべきであるという意見があったが、今期中に改正するのではなく、単に立地適正化計画だけでなく、近年のパブリックコメントを要する各種計画全般を含め、議決事件として追加すべき計画があるかどうか、引き

	続き協議することとし、改正に向けて来期以降も協議を続けることとした。
条例改正	来期以降に改正に向けて検討
各議員から提出された主な課題及び意見等	・総合計画を審議する場について、早い段階で議論ができる運営を検討する協議が必要である。 ・立地適正化計画など、必要な場合に、議決事件を拡大していくべきである。 ・他の重要計画について、議決事件への追加要否を改めて検討する余地がある。 ・地域からのボトムアップによる計画策定ルートの正規化が今後検討課題となった場合、議会の議決事件としての位置付けも併せて検討すべきと考える。

第１４条　行政の監視及び評価

条　文	議会は、市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及びその評価を明らかにする責務を有する。
取組状況	執行機関の事務に対する監視及びその評価について 執行機関の事務（監査資料の確認及び決算審査）について監視
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・議会選出の監査委員により一定程度ではあるが、執行機関の監視と評価ができていると考える。 ・監査資料の確認、決算審査における監視は継続的に行われている。監査の知見を議会全体で共有する仕組みが弱いこと、決算審査における政策評価機能には強化の余地がある。 ・取り組まれているが、議会として当然の話であるため、条例上の記述の必要性が意識されていないのではないか。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・決算審査の政策評価機能を強化し、事業の事後評価を委員会で常時取り扱う運用への転換を検討してはどうか。 ・監査委員経験者の知見を議員間で共有する場の設置を検討してはどうか。 ・予算書・決算書の精読能力を高める議員研修の充実化を検討してはどうか。 ・今般、議会側が監査を行う意義が問われている。監査委員は、議会で質問を控える等の制限を設けており、市民から付託を受けた議員の責務を果たしていないとの意見もある。今後、議会選出監査の必要性、責務を議論し、引き続き議会選出監査委員を置くのか、置かないのか議論して決める段階にあると考える。 ・一般質問、議案質疑、委員会審査も監視・評価にあたるが、監査の在り方については、今一度学習し、よりよいものにするべきである。

第１５条　政策の形成及び提言

条　文	議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。
取組状況	政策検討をする場の設置について ・平成２７年４月、重要な政策等について、議員提出議案や政策提言等を議員全員で議論し、議会として結論が得られるような新たな場として全員協議会の下部組織として「政策検討部会」を設置。全員協議会規定を改正 【主な協議内容等】 ・亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する今後の関わり方について ・子どもの権利に関する条例の立案について ・令和２年から、政策条例「（仮称）子どもの権利条例」の制定に向けて検討・協議を重ね、令和８年６月、亀山市議会が提案する初の政策条例となる、「亀山市こどもがかがやくまち条例」が成立
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・亀山市こどもがかがやくまち条例が成立した。一方で、同条例の成立に時間がかかりすぎていると感じる。 ・政策条例以外にも能動的に意見書の提出や決議が行われている。
条例改正について特に協議した内容	・政策提言を行った後の事後評価に関する規定を追加すべきといった意見があったが、現行の運用においても調査研究提言後の執行部からの報告や再度の所管事務調査を行う仕組み、運用は存在し、深堀りも可能である。また、フローを厳密に規定すると自由度が失われるおそれがあるため、条例改正は不要とした。
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・政策提言後の事後評価の仕組みの構築を検討してはどうか。 ・上述の平成２７年４月の事例を単発の事例で終わらすのではなく、議員提案条例の立案についての標準フローを明文化すること等を検討してはどうか。

	・議論の時間や人員が少ないと考える。また、今後も知見のある方の意見を取り入れるべきである。

第１６条　議員間の自由討議

条　文	議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。
取組状況	議員間の自由討議について ・議会のあり方等特別委員会で、議員相互間の自由討議の運営に努めるための運営方法を整理し、平成２２年９月定例会から委員会で議員間の自由討議を行う ・自由討議の運用についてフロー図を作成 【自由討議をした事例】 ・国民宿舎関ロッジ管理費の報償費の修正案について ・亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について ・亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について ・亀山市職員コンプライアンス条例の制定について ・防災情報伝達システム整備工事請負契約の締結について など
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・自由討議が活発な他の自治体議会の様子を見て勉強する必要がある。 ・過去には自由討議が行われており、継続して取り組まれているが自由討議自体の頻度が低く、ほとんど機能していない。政策議論の場として更に活用の余地があると考える。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・対執行部ではない委員会や部会も、自由討議に当たるのではないか。より議論しやすいようにしたい。 ・議員間自由討議の実施機会の拡大、事例の蓄積。 ・自由討議のテーマ設定を、所管事務調査の標準フローと連動させる運用の確立。 ・議案審議での自由討議のあり方については、今一度学習するべきである。

第１７条　政務活動費の執行及び公開

条　文	会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年亀山市条例第５号。以下この条において「条例」という。）第２条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。 ２　会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。 ３　政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。
取組状況	政務活動費の領収書等の公開について ・政務活動費の収支報告書だけでなく、会計帳簿及び領収書をホームページで公表 ・平成２７年から視察報告書及び研修報告書は資料も含めて議会図書室で閲覧対応 ・令和４年から視察報告書及び研修報告書をホームページに掲載し、資料は議会図書室での閲覧とする
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・亀山市議会ＨＰで政務活動費の収支報告、視察報告書を掲載しているなど、継続して取り組まれており、政務活動費の透明性確保は他自治体との比較においても十分高いレベルにあると考える。条例遵守の体制も維持されている。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・政務活動費の透明性は引き続き維持しつつ、議員自身が市民に説明する仕組みを強化していくことが望まれる。

第１８条　議員の政治倫理

条　文	議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。
取組状況	政治倫理条例の見直しについて ・令和３年８月から政治倫理指針の見直しを行い、政治倫理に関する規定のあり方について検討 ・政治倫理指針を廃止し、指針内容は政治倫理に関する例規にそれぞれ整備することを決定 ・令和４年６月定例会で亀山市議会議員政治倫理条例、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則を改正。審査に関する手続き事項について亀山市議会議員政治倫理に関する要綱を制定
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・継続して取り組まれており、条例ベースで政治倫理の枠組みは確立されている。 ・議会に対する市民からの評価が厳しいということを感じている。服装や言動でも市民の代表という意思を強く持たねばならない。 ・倫理観が欠如している議員がいると市民からご指摘を受けることがある。一方で、多くの議員は倫理観を持って議員の責務を果たしていると考える。 ・条文に沿った活動をしていないと思われる議員が一部見受けられる。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・今後も、議員一人一人がその言動について深く考え、丁寧かつ慎重に行動すべきである。 ・政治倫理条例の運用実績を継続的に蓄積し、議員に対する政治倫理研修を継続的に実施することが重要と考える。 ・例えば、世間で問題になったような、学歴詐称や国保逃れなどの案件が無いよう、早急に対応をすべきである。

第１９条　議員の定数

条　文	亀山市議会議員定数条例（平成２４年亀山市条例第３２号）に定める議員の定数の改正を提案するに当たっては、法第７４条第１項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。
取組状況	議員定数の改正について ・地方自治法の改正により、議員定数は地方公共団体の判断に委ねられたことから、議論を重ね、平成２４年第１回臨時会で「議員定数条例」を議員提出議案として提案し、議員定数を２２人から４人削減し１８人とした
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・議員定数の議論は無いが、意識づけは為されている。 ・平成２４年以降、議員定数の議論ができていない。 ・減らせば良いというものではない。 ・市政全般の行財政改革が継続的に求められる中で、議会自身の体制についても市民から関心が寄せられる領域であり、市民の負託に応える議会のあり方として、慎重かつ丁寧な議論が必要と考える。
条例改正について特に協議した内容	・定数削減提案等の根拠の明確化について意見があったが、定数改定の提案にあたっては将来予測を考慮することや類似団体との比較検討することなど、提案環境は条文上既に整っているため、改正は行わないこととした。
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・委員会構成にも及ぶが、委員会で議論するには、現在の人数では課題があると考える。 ・現在より定数を削減しなければならない必要性は全く感じない。 ・今後、市内で人口減少・増加が進行した場合は、議員定数をその都度議論し、見直すべきである。 ・議員定数のあり方を継続的に検証する仕組みを維持すべき

	と考える。次回検討時には、慎重かつ十分な議論のもとで、市民の負託に応える議会としてふさわしい姿を導き出すべきと考える。

第２０条　議員報酬

条　文	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年亀山市条例第３７号）で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第７４条第１項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。
取組状況	長期欠席者への対応について ・平成２７年６月、出産に伴う議会の欠席について規定し、会議規則を改正 ・平成３０年３月、議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の減額について「亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」を制定 ・令和３年３月、会議規則の一部を改正し、欠席事由の「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」等を明文化し、出産について産前・産後期間に配慮した規定を整備
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・今後議員を目指す若者が経験・年数を経た時には、報酬が少ないと思えるのではないか。 ・議員報酬水準そのものについては、近年改めての検証は実施されていない。議員のなり手の多様性確保の観点や、議員活動の実態から見て、報酬水準のあり方を客観的に検証する時期に来ていると考える。 ・子育て世代が議員になった場合に、現在の議員報酬は少ないのではないか。物価上昇に合わせ、最低賃金も上昇してきているが、亀山市議会議員の報酬額は平成１７年以来、変わっていない。 ・報酬の議論は無いが、意識づけは為されている。
条例改正について特に協議した内容	無

条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・現状で良い。 ・議員定数と共に議論していくべきである。 ・議員報酬水準について、専門的知見を活用した客観的な検証を、次の任期周期で実施することを検討すべきと考える。 ・議員の実質報酬は明らかに激減している。有用な人材発掘のためにも、報酬増は必須ではないか。

第２１条　議会改革推進会議

条　文	議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。
取組状況	議会改革の総括の場の設置と議会改革白書の作成について ・平成２３年８月、継続的に議会改革を推進するため、議会改革推進会議及び補助機関として「検討部会」を設置。条文ごとに検討課題を抽出、カルテを作成し、課題について検討 ・平成２５年から、議会改革の１年間の総括の場として、毎年１０月に議会改革推進会議を開催 ・議会改革白書をまとめて報告し、ホームページ等で公表 主権者教育部会について ・令和８年４月、主権者教育を推進するための部会として「主権者教育部会」を新たに設置した。
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・令和６年度に初めて中学生議会を開催した。その前段で市内の中学３年生の全クラスに出前授業を実施した。主権者教育を行うとともに、多様な意見を聴く機会となった。 ・議会改革を継続的に推進する仕組みは制度化されている。令和８年４月に新設された「主権者教育部会」は、議会と市民、特に若年層との架橋装置として大きな意義があると考える。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・時代の変化に合わせて、様々な事項について、現状と同じように議論を続けることが必要である。 ・一部の議員に負担が偏っているのではないか。 ・主権者教育部会の活動を、中学生議会の継続実施、若年層の議会参画機会拡大等、具体的な議会改革へ結びつけていくべきと考える。 ・検討課題にあがっても、長期間停滞している事案の扱いをどう取り扱うのかを検討する必要がある。

第２２条　議会事務局の体制整備

条　文	議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。
取組状況	議会事務局の機能強化について ・議会改革の推進にあたり、議会事務局のあり方等についての検討 ・事務局の体制強化を図るため、会議録作成研修や議会運営に関する研修等に積極的に参加するほか、他市議会事務局への調査及び情報共有、タブレット端末を活用した情報共有等、議会図書室を活用した自己研鑽等への取組
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・事務局職員の研修参加、他市議会事務局との情報共有等、資質向上の取組は進んでいる。一方、人員体制・予算・専門知識の面で更なる強化の余地が大きいと考える。 ・事務局として、業務に精通している人材は限られており、人員の適材適所への配置と人材育成観点で、配置は慎重に行うべきである。 ・事務局職員の長期の離脱により、体制の脆弱さが露呈した。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・時代の変化と共に事務局の作業が増えているので、効率性など、議会と共に考え、相互に協力することが必要である。 ・議会事務局の調査機能の強化、外部知見との連携の検討、議会事務局職員の専門研修機会の拡充を検討すべきである。 ・議会事務局に対する人事権が議長にあることを理解していない議長がいたと聞いた。欠員の補充に向けての動きなど満足できるものではなかった。 ・議員への確認等には、今以上にＩＴインフラを使ってはどうか。 ・議員が事務局の調査・法務について、十分に理解していないことが課題である。

	・事務局の機能強化の必要性が以前にも増して求められる。

第２３条　議会図書室の充実

条　文	議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。
取組状況	議会図書室の充実について ・議会及び議員の調査及び研究、政策形成や立案能力向上のため、議会図書室の書架等を整備。また、タブレット端末を活用した議会活動を行うためプリンターを設置 ・毎年、様々な分野の書籍を購入し、議会図書室を充実
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・新刊を含め充実している。 ・図書室は少しずつではあるが、充実しつつあるが、共有スペースとして、議員が調査研究を行う環境になりつつある。図書室をどこまで充実させるべきなのか、議員が各々で考えが異なるが、最低限以上の環境にはなっていると考える。 ・取り組まれているが充実とまでは言い難い。 ・図書が活用されているのかどうか実態が不明確である。 ・デジタル時代の議会図書室として、電子書籍・各種統計データベース等へのアクセス、行政視察報告書のデジタル化等、機能拡張の余地が大きい。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・どのような図書室にするのか、機能のあり方、資料や図書について専門的な知見をいただき取り組みたい。 ・デジタル化対応、議会事務局の調査機能と連動した機能強化等、議員間の知の共有プラットフォームとしての活用を検討すべきである。 ・継続して取り組む必要がある。

第２４条　最高規範性

条　文	この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。
取組状況	議会に関する条例及び関係規則の改正等について ・議会に関する関係法規等を鑑みて、条例等を改正。 【議会基本条例の改正履歴】 ・平成２３年６月３０日、基本構想の変更及び廃止を議会の議決事件として規定 ・平成２５年２月２８日、政務調査費から政務活動費への名称変更、公聴会制度と参考人制度を活用、議員定数の改正 ・平成２６年９月２９日、議長の責務、委員長の責務を規定 ・平成２７年６月３０日、議会の議決事件を改正 ・平成３０年３月２９日、都市マスタープランを議決事件に追加 ・令和８年９月３０日、多様性の尊重に係る規定を追記、災害時等の議会の対応に係る条文を追加
評　価	１：良く取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・直近の７年間は、議会基本条例の改正がなかった。 ・最高規範性という意識が薄れているのではないか。 ・議会に関する条例・規則の改正時には本条例との整合性を確保してきた実績が、整合性確保の枠組みが機能していることを示していると考える。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提出された主な課題及び意見等	・最高規範性の原則を維持しつつ、新規制定や改正の際には本条例との整合性を文書で明示する運用が重要と考える。 ・基本条例について、一部の議員の理解に留まらないよう、全議員の理解度を向上させる工夫も必要である。 ・改めて再確認すべきである。

第２５条　条例の検証及び見直し手続

条　文	議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
取組状況	本条例の目的達成の検証方法と検証委員会の設置について ・条例の検証及び見直し手続の手順書の作成方法について協議 ・第三者機関的な検証委員会は設置せず、議会が作った条例であるため、議員で評価・検証し、新たに追加する事項や条例改正が必要な部分について協議。令和４年８月までに完了できるよう検証を行う。また、条例改正は必要な場合は令和４年９月定例会で条例改正を行う 議会基本条例逐条解説の改訂について ・議会基本条例の改正に伴い、議会基本条例逐条解説を改訂 議会基本条例の検証について ・令和４年２月に、議会基本条例の取組状況について評価・検証を行うことを決定し、同年１０月に結果を公表 ・令和８年２月に、議員の任期である４年を一つの周期として評価・検証を行うことを決定し、同年１０月に結果を公表
評　価	２：ある程度取り組んでいる
各議員から提出された主な評価の理由	・令和４年に評価・検証を実施し、今般、議員の任期である４年を一つの周期として、継続した取組として、評価検証を実施できている。 ・継続的検証の仕組みは機能しているが、第三者機関は設置せず議員のみで検証する方式となっている点は、今後の検討課題と考える。 ・議員だけでなく市民や第三者的な目線で評価を受ける必要があると思う。
条例改正について特に協議した内容	無
条例改正	行わない
各議員から提	・市民の意見を反映する場を検証サイクルに組み込むことを

出された主な課題及び意見等	検討すべきである。 ・丁寧な調査や議論をもっと行いたい。新人議員になった際には、すぐにこの条例を学ぶべきである。

５　おわりに

今回の議会基本条例の検証においては、議員の任期である４年を一つの周期と捉え、全議員がこれまでの議会活動および議員活動を省みながら、評価・検証シートを用いて条項ごとに評価を行った。

また、各条項の検討経過や議会改革の具体的取組を振り返るとともに、オンラインによる会議開催の検討、多様性の尊重、災害時等の対応など、近年の社会情勢の変化に伴い新たに生じた課題や現条例との整合についても併せて検証した。

検証の結果、議会提案による初の政策条例となる「亀山市こどもがかがやくまち条例」の成立や、タブレット端末やグループウェアを活用した議会ＤＸの推進、主権者教育の推進など、多くの面において進展が見られた。条項ごとの評価においても「良く取り組んでいる」または「ある程度取り組んでいる」との評価が得られたところである。

一方で、市民への更なる説明責任の遂行や多様な広聴の場の拡充、所管事務調査を通じた政策提案機能の高度化、会派の在り方、議決事件の考え方、さらには執行部との緊張関係の保持など、今後の議会改革や議会運営における多様な課題や改善点も改めて明確となった。

以上のことから、今回の評価・検証結果を真摯に受け止め、抽出された課題や意見については、改選後の議会活動において優先して取り組むべき事項を検討するための基礎資料として活用するとともに、条例改正の必要性や検証を含め、今後も協議を継続していくこととし、ここに報告する。